

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月16日

滋賀県知事 殿

提出者

住所 大阪市淀川区西中島5-14-10

氏名 西武建設株式会社 関西支店

執行役員支店長 大西 康雄

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6305-7401

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	西武建設株式会社 関西支店
事業場の所在地	大阪市淀川区西中島5-14-10
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 総合工事業
②事業の規模	803,874万円(令和6年度関西支店完成工事高)
③従業員数	76人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 産業廃棄物の一連の処理の工程

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
	排出量	
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙3のとおり

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) なし			

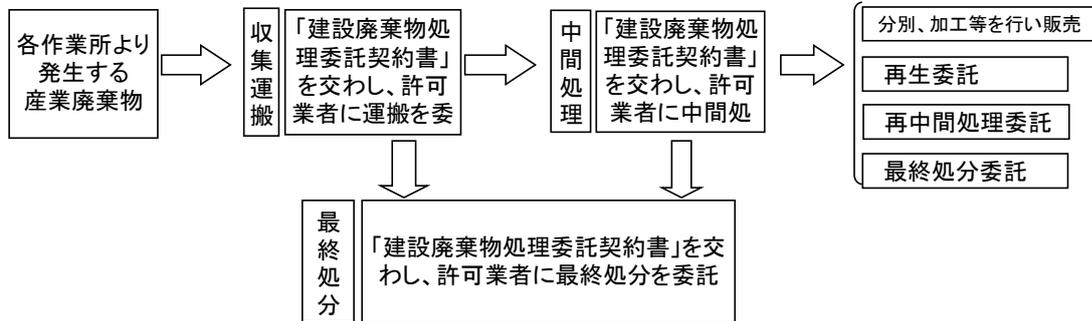
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり	
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり	
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） 別紙3のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	
	全処理委託量	別紙3のとおり	
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙3のとおり	
	再生利用業者への 処理委託量	別紙3のとおり	
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		
※事務処理欄			

産業廃棄物の一連の処理の工程

- 1) 産業廃棄物の収集運搬・処分許可業者と契約書を交わして委託し、マニフェストにて管理する。
(可能な場合は、電子マニフェスト・電子委託契約とする。)

契約前に、許可証の有効期限・許可内容、車両一覧表、運搬ルート図、反社会的勢力でないこと等を確認してから契約を行う。



- 2) 産業廃棄物の一連の処理の工程

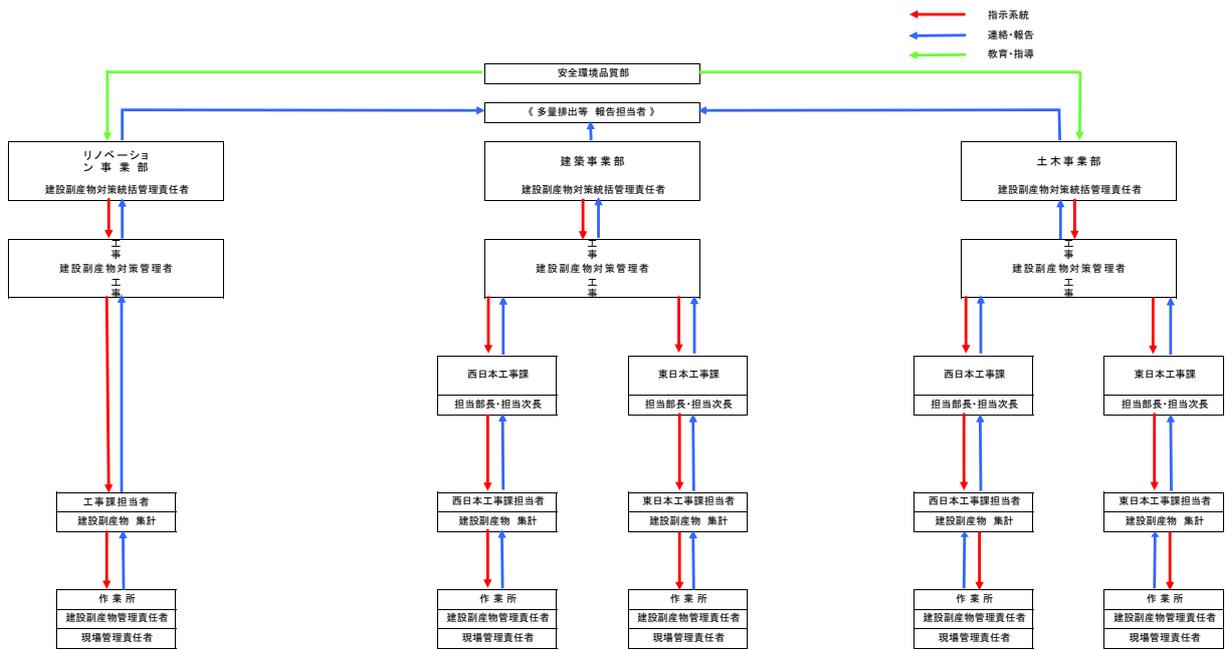
- ・建設汚泥→再生処理業者に委託→リサイクル土材とし売却
- ・廃プラスチック類→塩ビ管、代替え燃料 等
- ・紙くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料 等
- ・木くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料 等
- ・繊維くず→再生処理業者に委託→セメント代替原料、肥料
- ・金属くず→再生処理業者に委託→金属原料
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却
- ・がれき類→再生処理業者に委託→再生原料として売却
- ・混合廃棄物→再生処理業者に委託→分別し、各品目ごとにリサイクルを行う
- ・廃油→再生処理業者に委託→中和し有価売却、最終処分
- ・廃酸→再生処理業者に委託→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分
- ・廃アルカリ→再生処理業者に委託→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分
- ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)→再生処理業者に委託→再生ガラス製品、アルミ材、水銀
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→安定型又は管理型最終処分場に埋立
(石綿含有産業廃棄物含む)
- ・廃プラスチック類→安定型又は管理型最終処分場に埋立
(石綿含有産業廃棄物含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却
(廃石膏ボード含む)
- ・がれき類→安定型又は管理型最終処分場に埋立
(石綿含有産業廃棄物含む)

建設副産物対策管理組織図

※ サイボウズ>ISO関連資料>環境MS>関連資料

別紙2

作成日 2025年4月1日



※電子マニフェスト集計又は「建設副産物処理月間集計表」任意帳票にまとめ、処理結果がいつでもわかるよう記録を整理する。可能な場合、紙マニフェストは、イーリバースに登録する。
※毎年4月3日まで及び工事竣工後に、建設副産物処理実績数量を取りまとめた地区担当部署の担当者へ報告する。

